

令和2年5月19日

**新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に
児童が在籍する保護者の勤務先の事業者の皆様**

新宿区長 吉住 健一

**新宿区内の認可保育園等に在籍する
児童の保護者の勤務についてお願い**

事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対応について、新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に児童が在籍する保護者としての従業員とその家族の生命を守るため、特別休暇等の措置に特段のご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

新宿区が保護者に対して要請している登園自粛期間については、緊急事態措置の終了とともに、令和2年5月31日（日）に期限を迎えます。

また、政府は、東京都を含む8都道府県の緊急事態措置について、5月21日（木）を目途に、緊急事態措置解除の可否を判断するとしています。

緊急事態措置の解除は、社会経済活動の維持において、必要なことだと認識しています。一方で「逼迫した医療現場の改善」及び「新しい生活様式」並びに「業種別ガイドライン」の定着までは今しばらく時間が必要です。

このため、新宿区では、保護者に対して、引続き6月30日（火）まで、家庭での保育及び時短や時差登園をお願いすることとしました。

事業者の皆様におかれましては、引続き、新宿区内の認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務（特別休暇、在宅勤務、時短・時差出勤等について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795